

### 第3 1回土幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日(金) 14時から14時40分
2. 開催場所 土幌町役場庁舎2階 庁議室
3. 出席委員 (14人)

会長		森	本	耕	二
職務代理者	1番	香	川	国	彦
委員	2番	小	野	寺	保
〃	3番	上	山		靖
〃	4番	岡	部	真	吾
〃	5番	河	田	浩	美
〃	6番	中	山	謙	次
〃	7番	鎌	田	尚	吾
〃	8番	山	内	徳	彦
〃	9番	伊	賀	勝	彦
〃	10番	後	藤	範	雄
〃	11番	高	橋		竜
〃	12番	富	田	博	文
〃	13番	今	井		均

#### 4. 議 事

##### 第1 議事録署名委員の指名

10番	後	藤	範	雄
11番	高	橋		竜

- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による報告について  
報告第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の変更について

- 議案第1号 集積計画の変更について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地等のあっせん申し出について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

##### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加	藤	吉	宏
事務局職員	眞	鍋	響	都
事務局職員	テ	キ	ソ	エ 亜紀

## 6. 会議の概要

事務局 (加藤局長)	ただいまから第31回土幌町農業委員会総会を開催いたします。伊藤係長は欠席になります。本日の総会出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立することをご報告いたします。それでは農業委員会憲章を斉唱しますのでご起立願います。
	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (加藤局長)	ありがとうございました。続きまして森本会長よりご挨拶をお願いいたします。
森本会長	皆さん、新年あけましておめでとうございます。年末から正月にかけて比較的穏やかな天候の中で過ごされたと思います。今年は大きな節目となる改選期です。現委員での総会も残り5回となりました。残された期間の職務を事務局一丸となり進めて参りたいと思います。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、本日の総会もお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	ありがとうございました。 以降議事の進行につきましては、土幌町農業委員会規則第5条により森本会長にお願いいたします。
森本議長	会議報告を事務局、よろしくお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	会務報告になります。令和8年1月8日まで記載の事業を行いました。以上です。
森本議長	会務報告の補足を求めます。香川代理。
1番 (香川代理)	ありません。
森本議長	小野寺農地小委員長
2番 (小野寺農地小委員長)	ありません。
森本議長	上山農業振興小委員長
3番 (上山農業振興小委員長)	ありません。
森本議長	皆様方から会務報告について何かありますか。
全員	ありません。
森本議長	会議報告は以上といたします。 本日の議事録署名委員を指名いたします。10番後藤委員、11番高橋委員よろしくお願います。それでは議事に入って参ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による報告について事務局、よろしくお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	第1号農地法第18条第6項の規定による報告について、次のとおり合意による賃貸借契約の解除通知があったので報告します。令和8年1月9日提出 土幌町農業委員会会長 森本耕二

事務局  
(加藤局長)

【報告第1号 議案書をもとに説明】

森本議長

報告第1号の件について何かありますか。

全員

ありません。

森本議長

ないようですので、この件については以上といたします。  
続きまして報告第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積契約の変更について事務局、説明お願いいたします。

事務局  
(加藤局長)

報告第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について次のとおり、先に決定公告を行った農用地利用集積計画の内容に変更があったので報告いたします。令和8年1月9日提出 土幌町農業委員会会長 森本耕二

【報告第2号 議案書をもとに説明】

森本議長

番号1番から4番をとおしまして意見質問を求めます。

全員

ありません。

森本議長

ないようですので、番号1番から4番は以上といたします。  
続きまして番号5番の件につきまして、意見質問ありませんか。

全員

ありません。

森本議長

番号5番は以上といたします。  
続きまして番号6番、7番の件につきまして意見質問を求めます。

全員

ありません。

森本議長

ないようですので番号6番、7番は以上といたします。  
続きまして番号8番につきまして意見質問を求めます。

全員

ありません。

森本議長

番号8番は以上といたします。  
続きまして番号9番の件について意見質問を求めます。

全員

ありません。

森本議長

番号9番は以上といたします。  
続きまして番号10番、11番の件につきまして意見質問を求めます。

全員

ありません。

森本議長

ないようですので番号10番、11番は以上といたします。  
続きまして議案第1号土幌農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、事務局よろしくお願いいたします。

<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>議案第1号土幌農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定により、農用地区域の変更について、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、本会の意見を附したいので審議願います。令和8年1月9日提出 土幌町農業委員会会長 森本耕二</p>
<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>【議案第1号 議案書をもとに説明】</p>
<p>森本議長</p>	<p>土地所有者は札幌にいるんですか。</p>
<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>土地所有者は札幌にいますが、申請は土幌町なので標記は土幌町からで土地所有者は、●●さんとなります。</p>
<p>森本議長</p>	<p>はい。わかりました。それでは、議案第1号番号1番の件につきまして、意見質問を求めます。</p>
<p>3番 (上山委員)</p>	<p>これらは一つの地番になるんですか。</p>
<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>一つにはならないです。色で表すと白地から茶色地になります。この細かい地番は合筆するのではないので、そのままです。</p>
<p>森本議長</p>	<p>細かい地番はそのままってことですか。細かい地番を一つにすることは出来ないのですか。</p>
<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>合筆登記をすれば一つの地番にできますが、お金もかかります。</p>
<p>森本議長</p>	<p>わかりました。他に何かありますか。</p>
<p>全員</p>	<p>ありません。</p>
<p>森本議長</p>	<p>ないようですので、番号1番は可決されたものとします。 続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議願います。令和8年1月9日提出 土幌町農業委員会会長 森本耕二</p>
<p>事務局 (加藤局長)</p>	<p>【議案第2号 議案書をもとに説明】</p>
<p>森本議長</p>	<p>議案第2号、番号1番の件につきまして意見質問を求めます。</p>
<p>全員</p>	<p>ありません。</p>
<p>森本議長</p>	<p>ないようですので番号1番は以上といたします。続きまして番号2番と3番の件につきまして調査員の報告を求めます。</p>
<p>2番 (小野寺委員)</p>	<p>はい。</p>

森本議長	小野寺委員。
2番 (小野寺委員)	現地を確認してきました。●●●さんは、●●●●の構成員であり、農地を所得後、同法人に使用貸借を行うため、取得する農地を適正に耕作されると見込まれます。また使用貸借を受ける●●●●は、経営耕作のすべてを適正に耕作しています。保有している機械の能力、農作業に従事する従業員の状況から見て、新たに農地を借受けても農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。以上です。
森本議長	それでは番号2番、3番について意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	はい。ないようですので、番号2番3番は以上といたします。 続きまして、番号4番から6番の件につきまして調査員の報告を求めます。
9番 (伊賀委員)	はい。
森本議長	伊賀委員。
9番 (伊賀委員)	現地を確認してきました。●●●●●さんは経営耕作地のすべてを適切に耕作しています。保有している機械の能力。農作業に従事する社員の状況から見て、農地を借り受けても農地のすべてを適切に利用できるものと見込まれます。 続きまして、●●●さんは経営耕作のすべてを適切に耕作しています。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て、農地を借受けても農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。 続きまして、●●●●さんは経営耕作地のすべてを適正に耕作しています。保有している機械の能力。農作業に従事する家族の状況から見て、農地を借受けても農地のすべてを効率的によるものと思います。以上です。
森本議長	それでは番号4番から6番の件につきまして意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号4から6番の件につきましては以上といたします。 続きまして、議案第3号農地等のあっせん申し出について、事務局説明をお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について、次のとおり申し出があったので審議願います。令和8年1月9日提出 土幌町農業委員会会長 森本耕二  【議案第3号 議案書をもとに説明】
森本議長	それでは議案第3号、番号1番の件について意見質問を求めます。
8番 (山内委員)	はい。
森本議長	山内委員。

8 番 (山内委員)	この案件につきましては、●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
森本議長	ただいま番号1番につきまして、山内委員からその件につきましては、●●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいとのことですが、よろしいでしょうか。
全員	はい。
森本議長	それでは番号1番の件につきましては以上といたします。 続きまして番号2番の件について意見質問を求めます。
1番 (香川代理)	はい。
森本議長	香川代理。
1番 (香川代理)	この件につきましては、●●●地区農用地利用調整協議会に一任お願いしたいと思います。
森本議長	ただいま香川委員から、番号2番の件につきまして●●●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいという発言がありましたけど、よろしいでしょうか。
全員	はい。
森本議長	それでは番号2番は以上といたします。 続きまして議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について事務局、説明をお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について審議願います。なお、促進計画（案）が本会で承認された場合、同法第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」）へ促進計画（案）を要請し、機構から北海道に認可申請をおこない北海道から認可の通知があった場合、会長の専決をもって許可を行うこととする。
	<b>【議案第4号 議案書をもとに説明】</b>
事務局 (加藤局長)	議案第4号1番に入る前に●●●委員退席願います。それでは、番号1番、2番のみ件につきまして意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号1番、2番の件につきましては以上といたします。 ●●●委員、着席願います。 続きまして、番号3番に入る前に●●委員退席願います。それでは番号3番の件につきまして、意見質問を求めます。
全員	ありません。

森本議長	ないようですので、番号3番の件につきましては以上といたします。 ●●委員、着席願います。 続きまして、番号4番につきましては、意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので、番号4番の件につきましては以上といたします。 続きまして、議案第5号現況証明願いについて事務局、説明をよろしく願いいたします。
事務局 (加藤局長)	議案第5号現況証明願いについて、次のとおり申し出があったので審議願います。令和8年1月9日提出 土幌町農業委員会会長 森本耕二  【議案第5号 議案書をもとに説明】
森本議長	議案第5号1番に入る前に●●委員、退席願います。 それでは番号1番につきましては、調査員の報告をお願いします。
2番 (小野寺委員)	はい。
森本議長	小野寺委員。
2番 (小野寺委員)	現地を確認しました。現地は採草放牧地以外となっておりますので、ご報告いたします。
森本議長	それでは番号1番の件につきましては、意見質問を求めます。
全員	ありません。
森本議長	ないようなので、番号1番は以上といたします。 ●●委員、着席願います。 以上をもちまして第31回土幌町農業委員会総会を終了いたします。